

広島市立広島市民病院コンビニエンスストア運営事業に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和7年11月12日

次のとおり提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構理事長 秀 道広

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市立広島市民病院コンビニエンスストア運営事業

(2) 業務内容

広島市立広島市民病院内におけるコンビニエンスストアの運営

(3) 協定期間

協定を締結した日から令和14年3月31日までとする。

(4) 営業開始日

ア (5)により特定した運営事業者が現行の運営事業者以外の場合

現行の運営事業者がその所有に属する物件の撤去及び変更した設備の原状回復を行い、コンビニエンスストア施設の設備を病院機構に返還した日から15日後までの日とする。

なお、運営事業者の責に帰さない事由により、営業開始日までに営業開始が困難であると病院機構が認めた場合は、病院機構が別に定める日とする。

また、令和8年4月1日からコンビニエンスストア施設での営業開始日の前日までは、仮設コンビニエンスストア施設で営業すること。

イ (5)により特定した運営事業者が現行の運営事業者の場合

令和8年4月1日とする。

(5) 運営事業者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、運営事業者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、広島市立広島市民病院コンビニエンスストア運営事業者公募型プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）による。

(6) 事業担当課

〒730-8518

広島市中区基町7番33号

広島市立広島市民病院事務室総務課総務係

電話 082-212-3234（直通）

2 応募参加資格

参加する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による清算の開始、破産法（平成16年法律第7

5号)の規定による破産手続き開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申立て若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申立てがあった者(会社更生法の規定による更生手続き開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続き開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、再度の資格審査申請に係る競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。)又は手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実がある者でないこと。

(2) 暴力団等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。)である者に該当しないこと。

(3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(4) 公告日から運営事業者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分、病院機構の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は、病院機構若しくは広島市の競争入札参加資格者の取り消しを受けていないこと。

(5) 次に掲げる者でないこと。

ア 広島市立広島市民病院利便施設運営事業者選考委員会(以下「選考委員会」という。)の委員

イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者。

3 プロポーザル実施要領等の配布方法

プロポーザル実施要領等は、病院機構のホームページ(<http://www.hcho.jp/>)のトップページ「新着情報」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は、次により配布する。

(1) 配付期間

公示日から令和7年12月8日(月)までの閉院日(広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例第49号)第1条第1項第1号から第4号までに掲げる日をいう。以下同じ。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時まで。

(2) 配付場所

前記1(6)に同じ。

4 質問の提出及び回答

(1) 提出期限

令和7年11月26日(水)午後5時まで

(2) 提出場所

前記1(6)に同じ。

(3) 提出方法

質問書(様式3)を作成し、持参(閉院日を除く午前8時30分から午後5時15分までの

間に提出すること。)又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。

(4) 質問に対する回答

質問者に直接回答するほか、病院機構のホームページへ掲載する。

5 提案申込書及び提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年12月8日(月)午後5時まで

(2) 提出場所

前記1(6)に同じ。

(3) 提出方法

持参(閉院日を除く午前8時30分から午後5時までの間に提出すること。)又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。

6 運営事業者の特定

(1) 提案書の審査

選考委員会が行う。

(2) 審査基準

プロポーザル実施要領による。

(3) 審査結果の通知

すべての参加者に、書面により通知する。

7 その他

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 応募に参加する者に必要な資格を有しない者のした提案書提出及び提案書提出に関する条件に違反した者の提案書は、無効とする。

(3) その他、詳細はプロポーザル実施要領による。